

シエロ 76

特集

市民活動の基礎知識
中間支援組織の役割

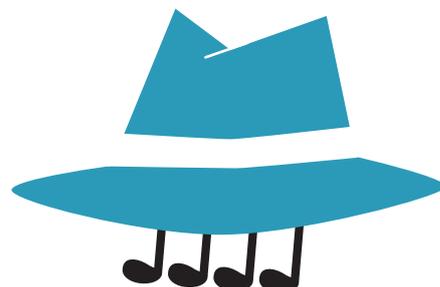
2018 市民活動中間支援センター研修

2018 中間支援組織事業支援

2018 市民活動ステップアップ講座

NPO法人年間運営スケジュール

センターからのお知らせ



特集

中間支援組織の役割

中間支援組織の役割を知り活用することは、市民活動を円滑に進める第一歩になります。ですが、中間支援組織の役割や機能は多岐にわたり、すべての団体がそれらを備えているわけではありません。また、団体の名称もさまざまです。今特集で、自分たちの活動に有用な中間支援組織を探し、役立てていただければと思います。

1 中間支援組織とは

中間支援組織とは、市民活動を多方面から支援する組織のことです。ところで、「多方面からの支援」とは具体的にどんなことでしょうか。そもそも中間支援組織はどんな役割をになっているのでしょうか。

内閣府は「中間支援組織については、いろいろな捉え方があり、必ずしも明確に規定された定義があるわけではない」としつつ、その機能や役割として、「主として 1. 資源(人、モノ、カネ、情報)の仲介、2. NPO間のネットワーク促進、3. 価値創出(政策提言、調査研究)といった点があげられている」としています。(2002年「中間支援組織の現状と課題に関する調査(*1)」)。以下、いくつかの参考資料から、中間支援組織の役割を紐解いてみましょう。

2 内閣府調査から見える役割

内閣府は、「NPOを支援するNPO」として中間支援組織の役割が今後大きくなることを期待し、その実態について包括的、体系的なアンケート調査を行い、NPO法が施行された1998年から4年後の2002年に報告書を発表しました。

アンケートは、中間支援組織、中間支援組織の支援事業を利用するNPO法人、行政(所轄庁)の三者に対して行われ、三つの視点から中間支援組織の果たすべき役割、機能の調査を分析しています。

当時のNPO法人のニーズと、NPO先進国のアメリカの動向などを踏まえ、次のような機能が中間支援組織に期待されていたことがわかります。このとき内閣府は「中間支援組織」を、「多元的社会における共生と協働という目標に向かって、

地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」と定義していました。

1. 特に草創期において重要な機能

- ・情報提供機能

2. NPO法人から支援期待の大きい機能

- ・資源や技術の仲介機能

- ・人材育成機能

- ・マネジメント能力の向上支援機能

3. NPO活動全般の発展に向けて期待がかかる機能

- ・ネットワーク、コーディネート機能

- ・NPO評価機能

- ・価値創出機能

3 「概説市民社会論」から見える役割

中間支援組織には、仲介機能と支援機能があります。仲介機能は非営利組織の経営に必要な経営資源、ヒト、モノ、カネ、情報の仲介を行う機能であり、主にボランティアセンター、職業仲介所、情報センターなどがその機能を有しています。資金の仲介という意味では、助成機関、金融機関も該当します。支援機能としては、事務代行機能があげられます。他にも、調査研究、政府提言などシンクタンク機能も中間支援組織が行う場合があります。

支援の内容は各中間支援組織によってまちまちですが、次ページに主なサポートといわれるものをまとめました。(『概説市民社会論』第4章第6節「中間支援組織(*2)」から抜粋)

1. 情報提供

ニューズレター、情報誌、会報などNPOにとって有益な情報を発信

2. 研修・セミナー

主要な事業のひとつ。総花的なものではなく、受講者層や研修内容を特定したものが望ましい

3. 連絡調整・団体間のコーディネート

主要な事業のひとつ

4. 集合事務所・事務スペースの提供

5. 場所・機材提供・事務局代行・技術支援

印刷機やコピー、FAXなどの提供

6. 経営支援・コンサルティング

経営コンサルティングを行っている組織はごく少数

4 道市民活動促進センターの役割

北海道立市民活動促進センターは、北海道市民活動促進条例(2001年3月30日公布)に基づき設置されました。当施設の事業を条例に照らし合わせて、役割を整理したものが以下です。「その他必要な事業」としての「相談業務」は、NPO法人設立要件の確認や団体運営の相談など、市民活動の基礎となる部分であり、当センターの業務において、重要な位置づけのものであるといえます。

1. 施設及び設備の提供

交流コーナー、情報提供コーナー(PC)、作業コーナー(リソグラフィ印刷機)など

2. 情報収集及び提供

イベントチラシ、団体紹介リーフレットや会報の収集と掲示、配架など

3. 学習の機会の提供

NPO法人設立基礎講座、公募企画講座、ステップアップ講座など

4. 人材育成

中間支援組織研修会(年5回)など

5. 調査研究及び成果の普及

市民活動レポート「活いきまちづくり」の作成配布、Web公開など

6. その他必要な事業

相談業務

5 中間支援組織の役割とは

これまで見てきた内容から、中間支援組織の代表的な役割は情報提供、人材育成や相談対応、ネットワーク機能、資源や施設の支援の提供だといえるでしょう。そして、それらの役割を持つ中間支援組織は、確実に道内にも増えてきたと考えます。

特に「情報提供」と「人材育成」は、2002年の内閣府調査から現在まで、変わらずに求められている大きな役割です。

中間支援組織の情報提供は、「NPOに有益な情報(法改正、助成金情報など)」と、「活動団体の情報(団体紹介、イベント告知)」の二点があります。後者の「活動団体の情報」提供は、ネットワーク形成にも役立ちます。また、情報提供は、紙媒体の送付だけでなく、Web公開など情報に応じたメディアを選ぶことも必要になるでしょう。

「人材育成」は中間支援組織でも課題です。日本NPOセンターがまとめた『2015年度NPO支援センター実態調査報告書』(*3)によれば、人材育成に取り組む目的について、「NPOや市民活動に関する理解の促進」が138件と最も多く、次いで「ボランティアコーディネート能力の向上」が77件、「コミュニケーション能力の向上」が65件、「ビジネススキルの向上」が56件の順になっています。

それ以外にも、多くの中間支援組織は活動団体の人材育成のために講座や研修会を開催しています。資金調達、会計などのほか、コーディネート能力向上のための講座も増えています。

そのほか、連絡調整や仲介などネットワーク機能、事務スペースや機能提供など資源や施設機能の支援も求められています。ネットワーク機能は、NPO同士の横の連携の仲介も重要ですが、その団体が必要としている各種資源(助成金情報や融資など含む)とのパイプ役も期待されています。

中間支援組織に求められる支援内容はさまざまです。しかし、NPOの評価機能や価値創出機能、また経営支援・コンサルティングなどの役割を担うことができている中間支援組織は、まだまだ少ないと感じます。支援する側である当センターも、求められる支援に応えられるよう、道内の中間支援組織と連携して取り組んでまいります。

【北海道内の中間支援組織一覧】

名 称	住 所	連絡先
札幌市市民活動サポートセンター	札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ2階	011-728-5888
NPO法人北海道NPOサポートセンター	札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園201	011-200-0973
石狩市市民活動情報センター・ぼぼらーと	石狩市花川北3条2丁目198-1	0133-77-7070
江別市民活動センター・あい	江別市野幌町10-1 イオンタウン江別2階	011-374-1460
えにわ市民プラザ・アイル	恵庭市本町110	0123-39-3355
交流スペース「まちスポ恵み野」	恵庭市恵み野里美2-15 フレスポ恵み野内	0123-39-2232
千歳市民活動交流センター・ミナクール	千歳市千代田町5-7-1 千歳市民ギャラリー4階	0123-24-0847
函館市地域交流まちづくりセンター	函館市末広町4-19	0138-22-9700
NPO法人赤平市市民活動支援センター	赤平市泉町2丁目2	0125-74-5601
滝川市まちづくりセンター・みんくる	滝川市栄町3丁目6-28	0125-74-6210
旭川市市民活動交流センター・CoCoDe	旭川市宮前1条3丁目3-30	0166-74-4151
NPO法人旭川NPOサポートセンター	旭川市神楽2条8丁目1-10 ニュースライコポB 116号	0166-74-4180
室蘭市市民活動センター	室蘭市中島町2丁目22-1 生涯学習センター「きらん」2階	0143-83-7751
登別市市民活動センターのぼりん	登別市緑町1丁目1-4	0143-83-6866
白老町町民まちづくり活動センター	白老郡白老町大町1丁目1-1	0144-82-5110
帯広市市民活動交流センターふれんずびあ	帯広市西2条南8丁目	0155-20-3004
帯広市市民活動プラザ六中	帯広市東11条南9丁目1番地	0155-24-7598
めむろ町民活動支援センター	河西郡芽室町本通1丁目19	0155-62-0413
NPO法人北見NPOサポートセンター	北見市北4条西3丁目	0157-22-2055
網走市市民活動センター	網走市南2条西3丁目	0152-61-4822
なかしべつ町民活動ネットワーク	標津郡中標津町東6条南2丁目	nakashibetsu.can@gmail.com
べつかい協働のまちづくり協議会	野付郡別海町別海旭町67-1 別海町交流館がらと1F	090-7054-6906
NPO法人Bonos	釧路市北大通9丁目1	090-6218-6061
釧路市民活動センターわっと	釧路市末広町3丁目1	0154-22-2232

(1)NPOの組織支援を主たる目的としている (2)分野を限定せずに支援をしている (3)NPOの組織相談に対応できるスタッフが在籍し、活動している組織を載せています。当センターホームページには、各組織へのリンクがあります(作成:北海道立市民活動促進センター)

*1 『中間支援組織の現状と課題に関する調査』レポート(内閣府:2002年)

<https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/2009izen-chousa/2009izen-sonota/2001nposhien-report>

*2 『概説市民社会論』著:今田忠 補訂:岡本仁宏 発行:関西学院大学出版会(2014年)

*3 『2015年度NPO支援センター実態調査報告書』日本NPOセンター

<https://www.jnpoc.ne.jp/?p=12235>

※日本NPOセンターは、日本全国のNPO支援センターの実態を把握することにより、今後のNPO支援やNPO支援センターのあり方などを検討するうえでの基礎資料とするため、2007年度、2012年度に続く3回目のアンケート調査を行いました。この報告書は、日本NPOセンターのホームページの「NPO支援センター一覧」掲載の334件にアンケート調査票を送付、回答のあった170件をまとめたものです。日本全国の中間支援センターが行っている事業、課題や工夫の詳細が記載されています

※日本NPOセンターによるNPO支援センターの定義:

- ① NPOの組織支援を主たる目的としている
- ② 常設の拠点がある
- ③ NPOの組織相談に対応できるスタッフが常駐している
- ④ 分野を限定せずに支援をしている

第五回 市民活動中間支援センター研修 (2018年11月21日)

「NPOの会計」「ファンドレイジング」

講師：税理士／NPO法人APIジャパン理事長 瀧谷和隆さん
日本ファンドレイジング協会理事 徳永洋子さん

税理士でNPO法人エーピーアイ・ジャパン理事長の瀧谷和隆さんと、ファンドレイジング・ラボ代表、日本ファンドレイジング協会理事の徳永洋子さんを講師として、NPOの会計とファンドレイジングについて学びました。

前半のNPOの会計では、NPOの会計の要点について、「NPO法人会計基準ハンドブック」「NPO法人会計基準改定のポイント」などに沿って解説がありました。はじめに、「NPO法人会計基準ハンドブック」に沿って、NPO法の目的、NPOの会計基準、NPO法人ポータルサイトでの貸借対照表の広告について触れ、会計の基礎的な活動計算書、貸借対照表とは何か、収支報告書と活動計算書の違いについてや、勘定科目の設定などについて、使途が制約されている場合の寄付の取扱いなどについてなど、講師の具体的な事例から学ぶことができました。

後半のファンドレイジングでは、寄付、会費、助成金、事業収益など資金調達の方法について学習しました。団体のビジョンの実現には計画、仲間、資源が必要であるということ、寄付については、ピラミッドに例えて、寄付のピラミッドを登るためには、寄付者への気持ちを満たす「MITAS」の法則と導線(ルート)が大事であることなど、グループワークを通じて学習しました。また、会費調達のために、会員心理を大事にすること、継続率を高めることなど、資金調達についての具体的なポイントについて講師から解説があったほか、助成金獲得について、ウェブの戦略についてのお話や、消費ではなく投資であることを考える必要があることなどのお話がありました。最後には事業収益の上げ方として、ミッションとの整合性で考えること、共感と参加で収益アップを図る必要があることなどを講師の体験談から勉強することができました。

全体を通して、会計の基礎や会計書類のあとに、ファンドレイジングや資金調達という形でお話があったため、寄付の話などそれぞれのテーマに関連する話が多く、二つのテーマの学びをつなげることができました。また、札幌市市民活動サポートセンターでも会計やファンドレイジングの講座を用意しておりますが、普段、財務諸表などの書き方や資金調達に関するアドバイスなどを行う中間支援センター職員にとってだけでなく、実務を行うNPO法人の職員などNPO関係の方たちにもぜひ学んでほしい内容だと感じました。

(報告：札幌市市民活動サポートセンター 松谷雄太さん)



2018 年度中間支援組織事業支援 ①

帯広市市民活動プラザ六中ソフト推進事業室

市民活動プラザ六中では、助成事業として、『思わず笑顔になる楽しい時間を共有する』をテーマに二つの事業を実施しました。

一つ目は、10月23日、おいしいコーヒーの淹れ方をプロに学び、お茶のひとつを豊かなものにするツールとして皆で学ぼう、というものです。

これを選んだのは、お茶のひとつはかけがえないものであり、コーヒータイムを豊かな時間として、一日の中で自分らしく過ごす時間とすることができるのではないかと思ったからです。この豊かな時間を誰かと共有したいという思いが広がれば、つどうこと、出かけることのきっかけ作りにつながるのではないかと考えました。

この日はお気に入りのカップ持参で集まってもらいました。今まで箱から出すことのなかった贈答品のカップや、いつものご愛用のカップを持ち寄り、お互いに褒め合うというプラス効果も得られました。またプロに入れ方を習い、自宅で試すやる気にもつながりました。



二つ目は、11月7日、プロの演奏に触れ感動することで出かける気持ちを育てる、また自分たちで演奏会を開催する機運を高める効果を狙い、帯広で活躍しているシンガーソングライターの方の演奏会を開きました。

帯広市内ではピアノだけでなく、さまざまな演奏会が開かれています。初めてのことには腰が重いかもしれないけれど、六中で聞いたことがあるというだけで、次は出かけていく気持ちが持てるものです。できるだけ外に出かける機会を逃さず、いろいろなことに興味を持って出かけてほしい。地域で活躍している方を応援し、自分もその場にいるという感動を実感してほしいと思うのです。

私たち中間支援センターの役割として、自分の暮らしている地域で長く生活できるお手伝いが一つでもできたらいい、と考えています。出かけるきっかけ作りや、自分の得意なことを見つけるお手伝い、それによって生きがいを見つけることができ、誰かの役に立っているという自信は、次の誰かを育てる機運につながるのではないかと考えます。そのための場や機会を作り、地域の方々に集っていただけたらこの事業は半分以上成功でしょう。

(報告:市民活動プラザ六中ソフト事業推進室 甲谷千春さん)

思わず笑顔になる楽しい時間を共有する(全二回)

2018年度中間支援組織事業支援 ②

石狩市市民活動情報センターぽぼらーと

「自信回帰のためのプロセス指向心理学」



12月13日、平日の夕方6時から、「答えは自分の中にある～『自信回帰のためのプロセス指向心理学』と題した講座を開催しました。私たちにとっても初めての取り組みで、実際にどのような講座になるかと心配をしながら臨みました。

講師のD a y a さん(武田美亜さん)は20歳までスイスなどヨーロッパに居住し、その中でいくつもの文化の違いや習慣の違いを感じながら、大学は日本で過ごしプロセス指向心理学を学んだ方です。

結婚後も、イスラエルで行われているワールドワーク＝(相互理解活動)のファシリテーションチームに2007年から毎年参加し、戦地における深刻な葛藤の中にもちゃんと人間の力と可能性があるということに魅了されたと、事前の話し合いの中で話されていました。

今回はそれぞれの個人が悩みを抱えながら生きていることを前提に、一人一人が自己紹介。この講座の参加の動機や、いま気になっていることを交えながら話しました。

全員の自己紹介が終わると、その後はそれぞれ考え方や、リラックスの方法なども含め、心を和ませ、ほどく時間を持ち、ゆったりと自問自答しながら、自分に向き合う時間をとって、終了しました。

この講座は、結論があるわけではありませんが、知らない人同士の何か共通の輪が感じられ、個が優先する時代に入りながらも、暖かい思いやりを感じる時間でした。座席の仕方も机を使わず、車座になって、自由な空間を作りました。最近の講座の参加者の顔触れは、開催時間によっても異なりますが、同じような人が来て顔が変わらない傾向があります。

今回は今まで参加したことのない若い層が集まり、ネーミングにひかれたなどの感想も見られ、大変好評でした。これからの講座取組の参考にしたいと思います。たくさんの協力で開催できたことに感謝いたします。

(報告:石狩市市民活動情報センターぽぼらーと 羽田美智代さん)

2018年度 市民活動ステップアップ講座 ①

地域の人口構造から 未来の姿を考える

共催：北見NPOサポートセンター
(2018年12月1日)

2018年12月1日(土)13時より、北見市民会館にて、NPO法人北見NPOサポートセンターと当センターとの共催で、ステップアップ講座「地域の人口構造から未来の姿を考える」が開催されました。

講師としてご登壇いただいたのは、[IIHOE:人と組織と地球のための国際研究所]代表の川北秀人氏です。参加者は、市民活動関係者はもとより、町内会活動の関係者、地域福祉の関係者、行政職員も参加し、立ち見が出るほどの盛況ぶりでした。

講座では、川北氏のパワーポイントとわかりやすい説明、そして多様な人口分析で、リアリティのある北見市の現状とこれからが見えてきました。その後、それらの課題解決に対して、協働から総働・小規模多機能自治へと進めていくことの必要性と、より良い方向へ地域を変えていくための進め方について学びました。特に、島根県雲南市など全国の各地で進めている具体的な事例紹介や、「行事の棚卸し、会議の棚卸し、組織の棚卸し」などの進め方の学びは、多くの参加者が納得のいくものであったと感じます。

参加者の皆さんは、熱心に頷きながらメモを取り、ときには驚き、笑い、食い入るように資料を見ていたことが印象的でした。特に今回の講座では、北見管内だけではなく、釧路市や中標津町、下川町、芽室町、士別市、網走市、別海町、札幌市などからも参加者が駆けつけ、道内のメンバーがともに学んだことが、大きな成果であったと感じています。

講座後、同日の午後からは小規模多機能自治の北海道ブロック会議も開催され、座学での講座とは違う形での活発な情報交換や意見交換もありました。参加者からは、来年もぜひ共に学び合いたいという言葉が多く聞かれ、手応えを感じた一日でした。

(報告：東田秀美)

※川北氏に関する資料はIIHOEのブログよりダウンロード可能

<http://blog.canpan.info/dede/archive/1305>



十勝・帯広市の西隣に位置する芽室町は人口19,000人程の小さな町ですが住民活動が盛んです。平成17年度、協働のまちづくりを目指し設置されたためむろ町民活動支援センターには仲間づくりからまちづくり活動まで100を超える団体が登録、活動しています。また、平成19年に制定された自治基本条例のもと、会議やワークショップなど住民参加型でさまざまな町の事業は進められてきました。

多くの参加の場が開かれている一方で、参加する住民から「参加疲れ」「対話疲れ」の声が届き始めました。自分たちの声が町政にどのように反映されているのか見えにくい、実感がない、というのがその理由でした。

そのような危機感がある中で知ったのが、「日本でもっとも市民自治が進んでいる」静岡県牧之原市の取り組み。その取り組みに関わっている(一社)サステナビリティ・ダイアログ代表、牧原ゆりえさんとの出会いがあり、今回、ホストとして迎える機会をいただき、『あったらいいね！こんな対話の場』と題して講座を開催することとなりました。

当日集まったのは、立場は違うけれどまちづくりに関わる住民・議員・行政職員等22名。サークル状に置かれたイスに参加者が自由に着席し、会がスタート。例を挙げながら、本当の思いを話すこと、丁寧に相手の話を聴くことなど、対話における大切なことを牧原さんが説明していきます。次に、行動に移るまでの人々の気持ちの変化について解説、牧原さんからの問いかけに対して、隣同士で、あるいは複数人でグループになって話し合いをする中で、既に活動現場がある参加者の皆さんは、それぞれの活動の中で何が足りていて何が足りていないのか、振り返り、整理していきます。

また同時進行で、壁に貼った模造紙にそのプロセスが絵や言葉で記録されていきます。グラフィック・ハーベスティングという方法で、話されたことを理解し合えるための道具であり、どの人の意見をも受け止める記録。冒頭に参加者で確認し合った「声を丁寧に聴くこと」に通じています。山口県山口市のNPO法人市民プロデュースから小柳明子さんが担当してくださいました。

講座がひと段落した後、それぞれが今感じる課題や関心のあることを話し始め、その内容も記録して行きました。前半の学びから参加者同士が本音で話せる関係を築いたことが、後半の自然な語り合いにつながって行きました。

「なぜ声を聴くのか」。対話の本質を理解することが土台にあって様々な参加の手法が活きることを学んだ今回の講座。本音の対話の心地よさ知った参加者が、今後どんな関係を築き、どのような場を作っていくのが楽しみです。

(報告:まちづくりプラットフォームめむろ 西村有里さん)

2018年度 市民活動ステップアップ講座 ②

あったらいいね！ こんな対話の場

共催：人まちづくりプラットフォームめむろ
(2019年2月3日)



●●NPO法人年間運営スケジュール●●

【毎月行うもの／仕事月が固定しているもの】

月	事務作業	主な事務書類	期 限	提出先
毎月	○ 源泉所得税の納付 給与等を実際に支払った月の翌月10日までに納付。(納期の特例を受けた場合、1月と7月の年2回だけ)	・納付書(給与等／報酬等)	翌月10日までに	税務署
	○ 職員の住民税納付(特別徴収) 1月の給与支払報告書送付時に「特別徴収」を選択した場合、職員の住民税を給与から預かり、法人が納付。(納期の特例を受けた場合、6月と12月の年2回だけ)	・特別徴収の税額通知書、納付書	翌月10日までに	市町村
	○ 社会保険料納付 厚生年金保険料と健康保険料をあわせて納付	・納付書	毎月末まで	年金事務所 (日本年金機構)
1月	○ 年末調整後の源泉所得税納付 12月給与支払時に行った年末調整後の源泉所得税額を所定の納付書に記載して納付する	・納付書(給与等／報酬等)	1月10日までに	税務署
	○ 【納期の特例】7月～12月の源泉所得税納付 1月の納付時は、年末調整後の税額で納付書を作成する	・納付書(給与等／報酬等)	1月10日までに (届出により、1月20日まで延長可)	税務署
	○ 「給与所得の源泉徴収票」を本人に渡す 150万円を超える役員、500万円を超える職員の方は税務署にも提出	・源泉徴収票	1月31日までに	税務署
	○ 「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」を本人に渡す	・支払調書	1月31日までに	税務署
	○ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」提出	・法定調書合計表	1月31日までに	税務署
	○ 「給与支払報告書」提出 職員の住民税額決定に必要な手続き。個人別の明細と同一市町村の者をまとめた総括表を提出する	・給与支払報告書 (個人別明細書、総括表)	1月31日までに	市町村
	○ 償却資産税申告 1月1日時点で所有している土地家屋以外の事業用資産で対象となるものについて申告する	・償却資産税申告書	1月31日までに	市町村
4月	○ 法人住民税の減免申請書提出 法人税法上の収益事業を行っていない場合、道税事務所・市町村にそれぞれ提出	・法人住民税[均等割]減免申請書 (呼称、様式は自治体によって異なる)	4月中 (期限や自動更新の有無など自治体によるので要事前確認)	道税事務所 市町村
6月	○ 【納期の特例】前年12月～5月の職員の住民税納付(特別徴収)	・特別徴収の税額通知書、納付書	6月10日までに	市町村
	○ 労働保険料の年度更新 保険年度(4月～3月)ごとに概算で申告・納付し、翌年度確定申告・精算	・労働保険概算・確定保険料申告書	6月1日から7月10日までに	労働基準 監督署
7月	○ 【納期の特例】1月～6月の源泉所得税納付	・納付書(給与等／報酬等)	7月10日までに	税務署
	○ 社会保険料の定時決定 保険料の基礎となる標準報酬月額決定に必要な手続き 4月～6月の賃金を算定基礎届出書に記載して届け出る。	・算定基礎届、総括表	7月1日から7月10日までに	年金事務所 (日本年金機構)
11月	○ 年末調整に必要な書類を職員から集める	・給与所得者の扶養控除等申告書、 保険料控除申告書等	12月初旬まで	
12月	○ 【納期の特例】前年6月～11月の職員の住民税納付(特別徴収)	・特別徴収の税額通知書、納付書	12月10日までに	市町村
	○ 年末調整の計算 毎月記入してきた「所得税源泉徴収簿」と職員から集めた書類を基に計算。12月の給与支払時に、加納額は本人に還付し、不足額は徴収する	・所得税源泉徴収簿	12月の給与支払時までに	

★今回の掲載以外にも役立つ情報を随時更新中です。ぜひご覧ください★
 北海道立市民活動促進センター → <http://www.do-shiminkatsudo.jp/>

【仕事月が事業年度によって変わるもの】

仕事月の目安	事務作業	主な事務書類	期 限	提出先
1 事業年度終了後 1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度の事業報告書等の作成 ○ 理事会、監査、総会の日時決定、場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録等 	理事会開催までに できるだけ早めに	
2 事業年度終了後 2ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 理事会開催と議事録作成 総会で議決すべき事項を検討し、総会準備を行う ○ 監査実施 前事業年度の業務・会計が適正に行われたか監査を受ける ○ 総会議案書の作成 総会で議決する事項をもらさず記載する。 ○ 総会招集通知の発送 会議の目的、内容、日時、場所等を記載し、社員（議決権を持つ会員）へ発送する。議決権を持たない会員や支援者にも案内できるが、定足数にはカウントしない ○ 法人税を申告する 法人税法上の収益事業を行っている場合、確定申告を行う。赤字でも申告は必要 ○ 消費税を申告する 課税対象となる取引高が1,000万円を超える場合、消費税対象事業者となり、申告が必要 ○ 法人住民税・法人事業税・地方法人特別税を申告する 法人税法上の収益事業を行っている場合、確定申告を行う。赤字でも申告は必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会議事録 ・監査報告書 ・総会議案書 ・総会議案書 ・出欠連絡票 (書面表決、委任状も兼ねると便利) ・法人税の確定申告書 ・貸借対照表・損益計算書 ・勘定科目明細書 等 ・消費税の確定申告書 ・住民税・事業税・地方法人特別税の確定申告書 	総会議案書作成開始までに 総会議案書作成完了までに 総会召集通知発送に間に合うように 定款の定めに従う (NPO法では少なくとも開催の5日前までに通知) 事業年度終了後2ヶ月以内に (延長申請や見込納付後に確定申告を行う方法もある) 事業年度終了後2ヶ月以内に 事業年度終了後2ヶ月以内に (延長申請や見込納付後に確定申告を行う方法もある)	税務署 税務署 道税事務所 市町村
3 事業年度終了後 3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総会定足数の確認 出席予定者、書面表決者、委任状を集計する。定足数に満たない場合、社員（議決権を持つ会員）に電話をかけて出欠確認、書面提出依頼 ○ 総会開催と議事録作成 定款の定めに従って議事録署名人を選任し、速やかに議事録を作成する ○ 前年度の事業報告書等提出 ○ 役員の変更等届出書を提出 理事・監事に、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所変更、改姓・改名があった場合、遅滞なく届ける ○ 理事の変更登記 総会での改選等、理事の登記事項に変更があった場合に行う。定款で代表権を制限している場合は、代表権を有する理事のみ登記 	<ul style="list-style-type: none"> ・委任状 ・出欠集計表 ・総会議事録 ・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・計算書類の注記(該当項目がある場合) ・財産目録・年間役員名簿 ・社員のうち10人以上の名簿 ・役員の変更等届出書 ・変更後の役員名簿 ・変更登記申請書 ・総会議事録 ・理事会議事録 等 	総会当日まで 総会開催後、理事の変更登記の日までに 事業年度終了後3ヶ月以内に できるだけ速やかに 変更が効力を発する日から2週間以内に	所轄庁 所轄庁 法務局
4 事業年度終了後 4ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動計算書を提出する 法人税法上の収益事業を行っていない場合でも、年間収入が8,000万円を超える場合は活動計算書を提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計算書 	事業年度終了後4ヶ月以内に	税務署

かでの2・7 施設のご案内

かでの2・7には、市民活動促進センター（しみセン）の他にも、道民の学習や活動を支援するセンターがありますのでご案内いたします。どうぞご利用ください。

6階 北海道立女性プラザ

女性の自立と社会参加を促進するとともに、男女平等参画を推進するためのキーステーション、「女性プラザ」より、相談窓口についてのお知らせです。相談料は無料です。お気軽にご相談ください。

◎女性のための相談室（法律相談）

法律に関してわからないことがありましたら、お気軽にお申し込みください。女性の弁護士が相談に応じます。

●相談日：毎月第2・4水曜日

（ただし、8/14は8/7に、12/25は12/18に振替）

●相談時間：13:15から15:45分まで（1人30分）

●申込方法：予約制（相談日の1ヶ月前より予約受付開始）
電話または直接女性プラザ受付窓口へお申し込みください。

011-251-6349（受付時間：月～土 9:00～17:00）

◎女性の活躍支援センター

どんなライフステージでも、ワタシは、ワタシ。女性の変化するライフステージに応じた、様々なご相談や疑問について、丁寧にお伺いし、専門の相談機関や専門家を紹介するなど親身に対応致します。

●相談方法：面接・電話・メール

●相談時間：月・火・木・金 10:00～16:00

水・土 10:00～13:00

●相談電話：011-272-0008

●メール：plaza@l-north.jp

ホームページ <http://www.l-north.jp/>

9階 北海道立生涯学習推進センター 「まなびの広場」

情報交流広場（まなびの広場）は、道立生涯学習推進センターの施設のひとつ（受託者：北海道生涯学習協会）です。新聞や各種図書が設置されており、自由に学習することができます。また、展示コーナーでは様々な団体が月ごとに写真や資料を展示しており、活動を発表する場にもなっています。そのほか、受付カウンターでは道民カレッジに関する相談や視聴覚教材の貸出にも対応しています。

かでの2・7にお越しの際は、ぜひ当施設にもお立ち寄りください。

○開館時間 9:00～18:00

○休業日 土・日・祝日

年末年始（12月29日～1月3日）

道民活動センタービルの臨時休館日

〔北海道生涯学習協会について〕

道民の生涯学習の振興を図り、生涯学習社会の実現に寄与することを目的とした、公益財団法人です。年間10回程度、今日的な課題に焦点を当てた「かでの講座」を開催し、道民への学習機会の提供を行っています。

第1回目は、落語家の林家 とんでん平氏にご講演いただきます。興味のある方は下記までお申し込みください。

日時：平成31年4月17日（水） 13:30～15:30

会場：4階 大会議室

受講料：500円（賛助会員は400円）

お問い合わせ先：011-204-5780

北海道立市民活動促進センター

開館	月～金曜日：9:00～21:00
	土・日・祝日：9:00～18:00
交通手段	J R：札幌駅南口徒歩約13分
	地下鉄：さっぽろ駅（10番出口）徒歩約9分
	地下鉄：西11丁目駅（4番出口）徒歩約11分
	公共地下歩道：（1番出口）徒歩約4分



〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センタービル（かでの2・7）8階

TEL.011-261-4440 FAX.011-251-6789

E-mail:center@do-shiminkatsudo.jp <http://www.do-shiminkatsudo.jp/>

